

事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会
中間報告

平成28年9月

事業承継を中心とする
事業活性化に関する検討会

目次

はじめに	2
第1章 事業承継の現状と課題について	3
第2章 今後の取組の方向性	
(1) 支援の全体像について	4
(2) 支援体制について	5
(3) 税制措置について	6
①早期かつ計画的な取組の促進	7
②経済状況の変化（人手不足）への対応	8
③経営の自由度の確保	9
④個人事業者の事業承継の円滑化	10
(4) 取引相場のない株式の評価方法について	10
おわりに	12

はじめに

中小企業は日本の企業数の99%以上を占め、地域経済・社会を支える存在として我が国の経済活動の基盤となっている。

中小企業がこのような役割を将来にわたって果たしていくために、事業承継の円滑化が重要であることは、従来から指摘されてきたところである。

さらに、近年では中小企業の経営者の高齢化が進んでおり、その過半数が60歳を超え、ピークは66歳に達している。ここ5年で多くの経営者が事業承継のタイミングを迎えると想定される。

他方で、現状では事業承継に向けた具体的取組に着手している企業は4割にとどまっているのが実態である。しかしながら事業承継等には一定の準備期間が必要であることから、このままでは多くの企業が経営者交代の際に、競争力の低下や、最悪の場合には廃業の危機といった事態に直面することになりかねない。

こうした認識を踏まえれば、2020年頃の大・世代交代期を迎える前に、事業承継の円滑化に向けた取組をさらに強化していく必要がある。

このような問題意識に基づき、「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」（以下「検討会」という）を再開し、事業承継に関する課題と支援策のあり方について検討を行った。

本中間報告は、平成28年4月以降5回にわたる検討の成果をとりまとめたものである。

また、平成18年6月に策定された現行の事業承継ガイドラインについても、策定から10年が経過し、その間様々な環境変化や制度変更があったことから、本検討会に「事業承継ガイドライン改訂小委員会」（以下「小委員会」という）を設置し検討会において示された中小企業を取り巻く状況や、事業承継支援体制についての報告・意見も必要に応じ取り入れながら、改訂案の検討・とりまとめを行った。

このため、本中間報告では、事業承継に関する政策的課題や制度・支援のあり方について検討会における大枠の議論をとりまとめ、解決に向けた方向性を提示することとした。事業承継を進めるための具体的な課題や取組、関係する支援機関の役割に関する認識等については、別途作成される事業承継ガイドラインの中で示すこととした。

本中間報告及び改訂版の事業承継ガイドラインが、これから事業承継を行おうとする中小企業経営者、それを支援する専門家、支援機関、公的機関における今後の検討や取組の深化に向けた基礎となることを期待する。

第1章 事業承継の現状と課題について

我が国中小企業経営者の高齢化が進み、そのピークは66歳に達している。平均引退年齢が68～70歳であることを考えると、ここ5年で多くの経営者が事業承継のタイミングを迎えると想定される。また民間調査等によれば多くの経営者が自分の代での廃業を検討しているが、他社と比較して業績や将来性が必ずしも劣っていない企業も多く含まれている。こうした企業がそのまま廃業してしまえば、地域の雇用だけでなく優れた技術やサービスも失われてしまうことになりかねない。

事業承継には、後継者選定等に一定の準備期間を要することを踏まえると、今が事業承継の円滑化に向けた取組を促進するラストチャンスであると考え。2020年頃の大・世代交代期を迎える前に事業承継の円滑化のための諸制度や支援体制を整える必要がある。国としても支援機関や自治体と連携しつつ支援策の一層の充実をただちに図るべきである。

また、これまでの事業承継支援施策は事業承継税制や事業引継ぎ支援を中心に事業承継のタイミングにおける支援が中心であった。こうした事業承継支援施策の普及や、重要性についての理解促進も引き続き重要である。他方で、事業承継の準備に取り掛かっておらず、また、セミナーや相談窓口まで足を運ぶこともしない経営者がまだまだ多数存在しており、こうした層に対しどのようにアプローチし、問題意識を呼び起こしていくかが重要な課題である。また、事業再生・経営改善の取組の中でも事業承継との関係は重要なテーマであり、従業員承継や第三者承継が増加しているという状況変化も踏まえ、幅広い視点から事業承継のあり方を検討する必要があるとの指摘もあった。

今後5年間で事業承継の課題解決を大きく前進させるためには、他の中小企業施策とも連携しつつ、ニーズの掘り起こし、経営者が事業の価値を認識できる仕組みや、そのための支援機関同士の協力関係強化、事業承継に際してのインセンティブ付与等、事業承継の前後まで視野を広げて新たな支援策の検討や、体制の強化を図っていくべきである。また、引き続き実施していく既存の施策についても、そうした観点から役割や機能、期待される効果を整理し、必要に応じて制度等の見直しを図ることが必要である。

ただし、事業承継については若い経営者への交代や資産の分割といった取引先や金融機関、親族など幅広い関係者に影響が生じる可能性のある問題を含んでいる。そのため、経営者、支援機関や専門家のいずれもが事業承継の話をすることを控えてしまったり、単に相続の問題としてとらえて対応を進めようとしたりす

ることにより結果として準備着手が遅れる、または適切な対応が講じられないという事態も生じている。こうした現場の課題を踏まえて、事業承継の支援策・支援体制を検討していく必要があるとの指摘があった。

第2章 今後の取組の方向性

(1) 支援の全体像について

事業承継を円滑に進めるために、世代交代のタイミングでの支援（親族内・従業員承継及び第三者承継）に加えて、プレ承継行程（承継への気付き、経営改善、承継計画等）、ポスト行程（第二創業等の支援、個人保証の処理等）も含めた一連の政策支援が必要となっている。

特に、経営者に早期かつ計画的な事業承継の準備を促していくためには、プレ承継の段階における支援、すなわち、支援機関等による潜在的な事業承継ニーズの「掘り起こし」が極めて重要である。特に、潜在的な事業承継ニーズを有する経営者が自ら「気づき」を得て主体的に取り組んでいくよう、専門家、支援機関、行政機関等が連携して、仕組みや体制作り等の環境整備を進めていく必要がある。

このための新たな仕掛けとして「事業承継自己診断」¹の活用を提言する。経営者が自社の事業承継の進捗状況や課題を簡単に把握することができるセルフチェックツールのことであるが、掘り起こしの最初の段階においてこうしたツールを使って経営者にアプローチすることは有効と考えられる。事業承継自己診断等を活用し、事業承継への関心が高くない、あるいは相談相手がいない経営者に対して、中小企業の最も身近な支援者である地域金融機関や士業等専門家、商工会・商工会議所等が、よろず支援拠点や事業承継の専門的支援機関とも連携して、経営者に対する「気づき」の機会の提供、気づきを得た事業者に対する事業継続可能性の向上支援（見える化、磨き上げ等）を実施することが重要である。

また、事業承継後（ポスト承継行程）の後継者の取組を支援することも、事業承継を早期かつ計画的に進めるためのインセンティブとして効果的である。

このように、従来よりも長いタイムスパンで事業承継施策を捉え、プレ承継段階、事業承継段階、ポスト承継段階と切れ目なく経営者をサポートしていく体制を構築していくことにより、一層の事業承継円滑化を実現することが可能である。

¹ 事業承継診断のイメージは『中小企業庁 事業承継ガイドライン（平成28年12月）P89、P90を参照

(委員からの指摘)

- ・自治体や金融機関等において類似の取り組み、あるいはさらに踏み込んだ取り組みを行っているのは、現状では一部にとどまる。このような中、国として事業承継を促進するというメッセージが発せられることにより、現場で個別のケースに対応している専門家や支援機関は、経営者に対して事業承継の話題を持ち出しやすくなり、掘り起こしが進む効果が期待できる。
- ・掘り起こしには事業承継に不安を持っている層に対する訴求だけではなく、例えば特定の病気の健康診断のように「60歳になったら必ず受診する」という呼びかけにより、対象となる層全体に気づきを与えるようなアプローチも必要ではないか。
- ・気づきを得た経営者がどこに相談に行けば良いか、支援機関はどのようにサポートするか、という点をしっかり考えていく必要がある。
- ・M&Aの際に重要といわれる「見える化」「磨き上げ」だが、これにより後継者確保に繋がった事例もあり、親族内承継においても重要なプロセスであることを示していくべき。
- ・現在の施策は主として後継者に事業を承継しようとする現経営者に対する支援が多いが、ポスト承継支援施策として、後継者に対する支援の充実も重要。
- ・プレ支援、承継支援、ポスト支援と、それぞれのフェーズで求められる支援内容は異なることから、関係機関が有機的に連携することが大切。

(2) 支援体制について

事業承継に当たっては、経営者の病気等により急遽対応の必要が生じ、十分な準備ができない事例も多い。このことから、支援側も円滑な事業継続に向けて平素から予防的に経営支援を行うとともに、計画的な事業承継への取組を促すことができるよう体制を整えることが必要である。

検討会では、既存の支援機関、施策の連携強化にとどまらず、都道府県のリーダーシップに期待する声があった。こうしたことを踏まえ、各都道府県主導の下、「総合医」のよろず支援拠点、「専門医」の再生支援協・事業引継ぎ支援センターが連携体制を構築するとともに、地域レベルで同業種組合や、商工会議所・商工会、地域金融機関、士業等専門家がネットワークを構築して掘り起こしを実施する体制を構築することを検討していくべきである。それにより経営者が課題を認識し、経営者については企業の状態に応じて、経営支援、再生、事業承継等それぞれの専門家に繋いでいくようにするというサイクルを形成

することが可能となると考える。

(委員からの指摘)

- ・事業承継施策は、他の中小企業施策と同様に、金融施策や関連する施策（創業、事業再生、経営改善など）とあわせて、それぞれの施策目的の相乗効果が発揮できるように、効率的に、計画的に実施していくことが何よりも肝要。そのためには各施策の連携、既存の枠を超えた横断的な体制を地域で進めていくということが大切。
- ・事業承継がうまくいかない場合には、その企業が廃業するだけでなく、金融機関にとっての融資先や、業界団体等にとっての会員企業が減るということでもあり、支援側としても自らの問題として捉え、対応していくことが必要。
- ・地域ごとの取組の状況を把握し、特徴や傾向を分析した上で、見える化・横展開していくなど、地域横断的な取組も必要ではないか。
- ・支援体制の強化に向けた支援については、全国一律で実施内容や役割分担等を定めるのではなく、支援機関等の現状も踏まえ、地域ごとに個々の事情を踏まえた施策が講じられるよう、柔軟な仕組みとすることが望ましい。
- ・支援機関側へのインセンティブ付与も重要ではないか。
- ・創業支援等は市区町村単位の取組が中心となっている。事業承継についても、地域の実情に応じて、市区町村の単位で実施する個別の取組を束ねてサポートをしていくというのが都道府県の役割になるのではないか。

(3) 税制措置について

実際に経営者から後継者に世代交代をする際に生じる相続税・贈与税については、円滑な事業承継を促進する観点から「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度」（以下、「事業承継税制」という）が措置され、税負担の軽減が図られている。平成25年度税制改正により事業承継税制の要件緩和が行われ、平成27年1月から施行されていることから、その実施状況の検証を行うとともに、より一層の円滑化に向けた見直しの必要性等について検討を行った。

平成27年の要件緩和後、事業承継税制の利用件数は大幅に増加し、平成27年の実績は約490件と前年の約2.8倍に増加している。しかしながら相続税の負担が生じる企業だけとしても今後10年間にわたり毎年最低5000社、合計で5万社以上が事業承継のタイミングを迎えると推計されていることから考えるとその1割にも達していない。これまでの周知活動により制度自体

の認知度は向上してきていると考えられるが、支援機関や経営者からの意見では、実際の制度利用に繋がっている例はまだまだ少数との指摘もある。

周知に関する取組については、平成29年4月（予定）に事業承継税制の認定が経済産業大臣から都道府県に移管されることを契機として、各地域においても普及啓発の強化が期待される所であり、本検討会においても支援体制の強化とあわせて検討が行われたところである。

他方で、掘り起こしにより拡大する部分を含め、具体化した事業承継ニーズを実際の取組に繋げていくには制度自体についても見直しが必要であるとの指摘がある。そのため、経済・社会情勢の変化、中小企業の経営や事業承継の実態を踏まえ、企業規模の違いによる影響度合いも考慮し、検討を行った。

その結果、税制措置については以下の3つの観点から見直しを図るべきとの結論に達した。

- ①早期かつ計画的な取組の促進
- ②経済状況の変化への対応
- ③経営の自由度の確保
- ④個人事業者の事業承継の円滑化

以下、個別に論点を示すこととする。

①早期かつ計画的な取組の促進

自社株の生前贈与には経営者の世代交代を確実なものとし、早期かつ計画的な事業承継の取組を促す効果が期待できることから、経営者がより積極的に生前贈与を行うよう制度の見直しを図ることが必要である。

また、現行の事業承継税制は、適用後も一定の要件を継続的に満たし続けなければ納税猶予が取消となることから、生前贈与を行う場合は、相続税よりも税負担が重い贈与税の課税リスクを負うことになる。こうした点は経営者にとって大きなリスク又は経営の自由度を狭めるものと感じられ、このため制度の利用を断念する事例もある。こうした点をあわせて見直していくことで、経営者の制度利用に向けた具体的検討を促すことが可能となる。

具体的には、

- ・相続時の猶予割合について、議決権株式の2/3まで80%となっているところ、生前贈与した場合には100%猶予を認めるなど、贈与税の納税猶予制度の措置を深掘りすること。
- ・相続税の納税猶予制度への切替確認時の要件について、中小企業の成長を阻害しないという観点等から見直すこと。
- ・認定取消しリスクを緩和するため、贈与税の納税猶予を活用した後、

認定が取消された場合には、直ちに贈与税を支払うのではなく、先代経営者について相続発生時点で相続税を支払う仕組みにすること等の見直しを図るべきである。

(委員からの指摘)

- ・果敢な経営判断をしたが結果としてうまくいかず、相続時に株価が下がっている時は、その姿勢は認めて相続時の株価で評価することが望ましい。認定取消時には株価が大幅に下がっていることが想定されるので、相続税の算定根拠となる株価は、贈与時ではなく、相続時の株価を採用することとしてはどうか。
- ・贈与を活用した場合は10年で免除とする等のインセンティブを付与することが望ましい。
- ・認定に先立つ事前確認制度については任意となったが生前贈与を促進するために活用ニーズはある。他方、要件の一部が認定要件よりも厳しく、この整合を図ることが望ましい。
- ・承継後の先代経営者の経営参加については、早期承継を促すため先代経営者が経営に関与ができるよう株を継続保有できるようにすることが望ましいという意見もあったが、後継者が頑張れる環境を作ることが大事であるため、むしろ先代経営者が経営への関与をできるだけしないようにすることが望ましいとの意見があった。

②経済状況（人手不足）への対応

事業承継税制の政策目的は、中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた地域経済の活力維持であるが、平成21年の創設当時と異なり近年は人手不足が深刻化している状況にある。

特に、企業規模が小さくなるほど従業員減少の影響は大きく、事業承継税制の取消しリスクに直結するため、経済状況の変化に応じた雇用要件の見直しが必要である。具体的には、小規模企業等について現行では認定時の8割の雇用を維持すべきとの要件を5割～6割に緩和するべきである

また、現状では東日本大震災や熊本地震等の大きな災害、リーマンショックのような急激な経済環境の変化といった事前の想定が困難な出来事により適用要件が満たせなくなっても取消となってしまうことを懸念する経営者も存在することから、これに対するセーフティネットを常備すべきである。

(委員からの指摘)

- ・ 少子高齢化の影響により中長期的にも人手不足の状況は続いていくのではないか。こうした社会全体の構造的変化も踏まえて雇用要件の廃止を検討すべき。
- ・ 雇用環境や企業のIT化等も踏まえ、従業員数以外の指標を用いることも検討に値する。
- ・ 従業員数の他の指標としては、売上、付加価値が候補。現行の雇用要件に追加する形もありうるのではないか。
- ・ 企業は雇用だけでなく付加価値を生み出し、地域・社会に貢献しているという観点も踏まえれば、より実態に即した評価指標の適用、ということになるのではないか。
- ・ 雇用要件の指標の検討に当たっては、外部環境等の影響による変動が大きいものや、賃金水準や効率化の状況が適切に反映出来ないものは指標として望ましくないということも踏まえ議論すべきである。
- ・ 外部環境等により雇用が変動しやすく、人手不足の影響を直接的に受けている小規模事業者への配慮を行うべき。

③中小企業の経営の自由度の確保

事業承継税制の適用にあたっては一定の要件が課されているが、結果として中小企業の事業活動を必要以上に制約する効果が生じているとの指摘がある。

事業承継税制の目的に照らしつつ中小企業の経営及び事業承継の実態を考慮し適用要件を合理化・効率化すべきとの観点から以下のような意見が挙げられている。

(委員からの指摘)

- ・ 後継者の意思決定を過度に制約しないよう、一定期間経過時点で猶予税額を免除すべき。
- ・ 企業の経営実態や継続期間、世代交代のスパン、農地の納税猶予制度等を考慮すると、納税猶予ではなく20年程度で免除とすることも考えられる。
- ・ 雇用要件達成後ただちに免除することも含め、免除期間は何年が良いかはもう少し慎重に議論すべき。
- ・ 後継者の責めに帰することのできない事由により要件を満たせなかった場合には、何らかのリスク緩和措置が必要
- ・ できる限りの手続きの簡素化を行うべき

- ・やむを得ない事由により手続きの期限を途過してしまった場合には、何らかの措置が必要。
- ・株式と実質的に変わらない信託受益権を事業承継税制の対象にすることは検討に値する。ただし、信託受益権については制度が成熟してない、認知度が低い等の指摘があることも踏まえて検討すべき。
- ・現行制度では外国子会社株式は納税猶予の対象から除外されているが、中小企業の海外進出の進展を踏まえ、納税猶予の対象にすることを検討すべき。

④個人事業者の事業承継の円滑化

個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要である。

個人事業者は一般的に資金力が低く、事業承継時の税負担のために事業継続に必要な不可欠な建物等の事業用資産を売却しなければならない事態を防ぐための税制措置を講ずる必要がある。

(4) 取引相場のない株式の評価方法について

事業承継税制と関連する課題として、取引相場のない株式の評価方法があるとの指摘を受け、本検討会において意見交換及び今後の対応の方向性を議論した。

株価評価を行った企業について平成 27 年に中小企業庁が行ったアンケートによると、株価水準の印象が「予想より高い」とする企業が約 4 割にもなっており、上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況下であっても、想定外に株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。

このことから、平成 28 年度の税制改正大綱では「取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。」とされており、現在、平成 29 年度税制改正に向け、検討が行われているところである。

ただし、この課題については他にも多様な論点が指摘されており、本検討会でも様々な視点から意見が示されている。課題解決に向けては現在行われている類似業種比準方式の見直しにとどまらず、以下のような論点も考慮に

入れつつ、詳細について検討を進めていくことが必要と考えられる。

- ・類似業種比準方式について、海外展開をしている上場会社と国内市場をメインとする中小企業との違いを考慮した見直し。
- ・株価の急激な変動を考慮して、類似業種の株価について過去の平均値を採用するなどの激変緩和措置。
- ・比準要素の比準割合で、利益を3倍としている点について、収益を上げる企業の株価がより上がる結果となっていることや、近年の景気動向を踏まえた見直し。
- ・純資産方式の適用についての検討。
- ・退職給付引当金等の負債性引当金等の取扱い。
- ・同族関係者に含まれる親族の範囲（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族：他の法令においてはより狭い概念が使われている）の見直し。
- ・議決権を有する株式と議決権を有しない株式の評価方法の区別。
- ・取引相場のない株式の評価にあたって、例えば時価純資産価額方式では、いわば残余財産分配請求権の価値（清算価値）で評価されているものと考えられるが、株式の3つの権利（議決権、配当受益権、残余財産分配請求権）のうち、事業承継に必要なのは議決権であることから、事業承継時には議決権の価値で評価する等の検討。

おわりに

本検討会は、中小企業経営者の高齢化が進展し、これまでにない多数の企業が事業承継のタイミングを迎えるに際し、事業承継の潜在的ニーズを掘り起こし、実際の早期かつ計画的な取組につなげていく観点から、現時点での課題を抽出し、今後の対応の方向性をまとめたものである。

これまで事業承継に関する検討では事業承継の時点における対応についての議論が中心となってきた。今回は事前・事後の取組への支援や、創業、経営改善あるいは事業再生といった他の中小企業施策との連携など非常に幅広い視点から事業承継を捉えることにより、個々の経営者の問題としてだけでなく、支援機関や行政機関も交え地域や社会全体で取り組んでいくべき問題という認識の共有が図られたことは大きな成果であると言える。

今回の検討会の成果については、政府として、平成29年度予算要求や税制改正要望等にも反映するとともに、別途改訂が進められている事業承継ガイドラインの内容も踏まえた着実な取組を進めていくことが強く望まれる。

他方、今回の検討で結論が得られたものは主として早急な是正が必要と考えられるものが中心であり、本検討会の議論の中で示された課題の中には、近々には解決策に向けた方向性を得られなかったものが含まれていることも事実である。事業承継問題の解決には今後、経営者、専門家、各支援機関、自治体など、事業承継に関係する各プレイヤーが自らの問題として事業承継を捉え、取組を進めていく中で新たに判明した課題ともあわせた継続的な議論と見直しが必要と考えられる。

事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会 委員名簿
(敬称略 五十音順)

荒井 恒一	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
飯野 一宏	株式会社日本M&Aセンター 上席執行役員
後 宏治	税理士・公認会計士 (税理士法人UAP パートナー)
榎本 陽介	全国商工会連合会 企業支援部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部長
大山 雅己	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継コーディネーター
河原 万千子	公認会計士・税理士 (日本公認会計士協会 中小企業施策調査 会副委員長、事業承継支援専門部会長、協和監査法人)
神林 克明	公認会計士・税理士 (日本公認会計士協会 租税調査会副委員 長、公認会計士神林克明事務所)
城所 弘明	公認会計士・税理士・行政書士 (城所会計事務所所長)
篠山 雅弘	信金中央金庫 中小企業支援部 次長
◎品川 芳宣	筑波大学名誉教授
渋谷 雅弘	東北大学法学研究科教授
清水 至亮	静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者
瀬上 富雄	税理士 (日本税理士会連合会 専務理事)
瀬戸 正徳	墨田区 (すみだ中小企業センター 館長)
高井 章光	弁護士 (日弁連中小企業法律支援センター事務局長、高井総合 法律事務所)
田中 常雅	醍醐ビル株式会社代表取締役社長 (日本商工会議所 税制委員長)
玉越 賢治	税理士 (税理士法人タクトコンサルティング代表社員)
内藤 博	中小企業診断士 (事業承継センター株式会社代表取締役CEO)
長島 剛	多摩信用金庫 価値創造事業部 部長
水野 紀子	東北大学法学研究科教授
山本 昌弘	明治大学商学部教授
幸村 俊哉	弁護士 (東京丸の内法律事務所)
吉田 康夫	全国商店街振興組合連合会 専務理事
綿貫 豊	一般社団法人全国青色申告会総連合 常務理事・事務局長

委員25名

◎は座長

事業承継ガイドライン改訂小委員会 委員名簿
(敬称略 五十音順)

荒井 恒一	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
飯野 一宏	株式会社日本M&Aセンター 上席執行役員
榎本 陽介	全国商工会連合会 企業支援部長
大山 雅己	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継・引継ぎ支援センター 事業承継コーディネーター
河原 万千子	公認会計士・税理士（日本公認会計士協会 中小企業施策調査 会副委員長、事業承継支援専門部会長、協和監査法人）
岸田 康雄	公認会計士・税理士・中小企業診断士（事業承継コンサルティ ング株式会社 代表取締役社長）
城所 弘明	公認会計士（城所会計事務所所長）
品川 芳宣	筑波大学名誉教授
清水 至亮	静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者
瀬上 富雄	税理士（日本税理士会連合会 専務理事）
瀬戸 正徳	墨田区（すみだ中小企業センター 館長）
高井 章光	弁護士（日弁連中小企業法律支援センター事務局長、高井総合 法律事務所）
玉越 賢治	税理士（税理士法人タクトコンサルティング代表社員）
内藤 博	中小企業診断士（事業承継センター株式会社代表取締役CEO）
根津 高博	多摩信用金庫 価値創造事業部 主任調査役
◎山本 昌弘	明治大学商学部教授
幸村 俊哉	弁護士（東京丸の内法律事務所）

委員 17名

◎は委員長

開催状況

<事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会>

第1回 平成28年4月26日

- ・事業承継を巡る現状と課題について
- ・事業承継ガイドライン改訂（事業承継自己診断を含む）の基本的な考え方について
- ・事業承継税制の執行状況、及び見直しに関する論点について

第2回 平成28年5月31日

- ・中小企業における事業承継を巡る実態及び課題について
※中小企業庁によるヒアリング・アンケート調査の結果や、委員から事業承継の現場における取組の現状と課題等を紹介。

第3回 平成28年6月30日

- ・事業承継自己診断の導入及び支援体制（国等の支援機関や金融機関、士業、自治体等）について
- ・事業承継税制の見直しの方向性について

第4回 平成28年7月25日

- ・事業承継税制の見直しについて

第5回 平成28年9月21日

- ・事業承継ガイドライン改訂案の取りまとめ
- ・事業承継の円滑化に向けた取組に係る報告書とりまとめ

<事業承継ガイドライン検討小委員会>

第1回 平成28年7月12日

- ・事業承継支援策（プレ承継）に関する論点について
- ・事業承継ガイドライン骨子案について

第2回 平成28年9月21日

- ・事業承継ガイドライン改訂案のとりまとめ
※第5回検討会と合同開催